

## 事務・事業ごとの収支の対応関係について（別表４関係）

### 特別研修（令和５年度）

特別研修は、社会保険労務士法第１３条の３に規定する紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力に関する研修です。この特別研修を修了した社会保険労務士は、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験を受験することができます。

なお、手数料は、人件費及び会議費等の諸経費を基に算定しており、全体の収支は以下のとおりです。

|     |             |
|-----|-------------|
| 収 入 | ５９，８８５，６５０円 |
| 支 出 | ６１，５９８，８９４円 |
| 差 引 | △１，７１３，２４４円 |

### 社会保険労務士の登録に関する事務（令和５年度）

社会保険労務士となる資格を有する者が、社会保険労務士となり社会保険労務士業務を行うためには、全国社会保険労務士会連合会に備えてある社会保険労務士名簿に登録を受けなければならないとされています。（社会保険労務士法第１４条の２）

この社会保険労務士名簿の登録を受けるためには、まず登録申請書等必要な書類を、入会予定の都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。

また、社会保険労務士名簿に登録を受けるには、全国社会保険労務士会連合会会則第３９条の規定により、審査及び登録事務に要する諸経費を基に算出しており、全体の収支は以下のとおりです。

|     |             |
|-----|-------------|
| 収 入 | ６０，７７０，０００円 |
| 支 出 | ６３，６４４，４２１円 |
| 差 引 | △２，８７４，４２１円 |

#### 社会保険労務士法人の登載に関する事務（令和5年度）

社会保険労務士法人名簿に登載するためには、登記事項証明書等必要な書類を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。（社会保険労務士法第25条の13）

また、社会保険労務士法人名簿へ登載するには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の7の規定により、手数料2万円を納付しなければなりません。

なお、手数料は、審査及び登載事務に要する諸経費を基に算定しており、全体の収支は次のとおりです。

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 収 入 | 5, 4 4 0, 0 0 0 円 |
| 支 出 | 5, 8 3 1, 6 8 0 円 |
| 差 引 | △ 3 9 1, 6 8 0 円  |

#### 紛争解決手続代理業務の付記に関する事務（令和5年度）

紛争解決手続代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿に合格した旨の付記を受ければ、法に基づき、特定社会保険労務士として、社会保険労務士法第2条第1項第1号の4から6までに掲げる紛争解決手続代理業務を行うことができます。

なお、手数料は、審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しており、全体の収支は以下のとおりです。

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 収 入 | 2, 3 0 5, 0 0 0 円 |
| 支 出 | 2, 6 1 6, 6 3 6 円 |
| 差 引 | △ 3 1 1, 6 3 6 円  |